

## 文化審議会博物館部会

### 法制度の在り方に関するワーキンググループ（第11回）

令和3年11月30日

【稲畑補佐】 それでは、定刻になりましたので、ワーキンググループを開催させていただきたいと思っております。皆様、聞こえておりますでしょうか。よろしくお願いいたします。

本日、事務局から、次長の杉浦と審議官の中原が遅参して参る予定でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様は、青木委員と原委員が本日は御欠席という連絡を頂いております。

それでは、座長、進行をお願いいたします。

【浜田座長】 皆さん、おはようございます。ただいまから、文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループの第11回を開催いたします。本日は、御多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、早速、議事に入ります。第10回の前回の論議では、8月に文部科学大臣から文化審議会に対して行われました諮問に対する答申に向けた、審議の取りまとめについて論議を行いました。当初の予定では、前回の論議と、前回会議後の各委員からの御意見を基にして、審議の取りまとめを行う予定でございました。つまり、前回で最終回ということを目論んでいたのですが、前回の会議の中でおおむねの御賛同は頂いたものの、まだこの案に修正の余地があると、私の方で考えました。そこで、前回の論議の状況を踏まえまして、座長である私の判断の下に、もう一度、本ワーキンググループを開催するという事になり、本日に至りました。

事務局においては、前回提示のあった「審議のまとめ案」について、前回の論議や会議後の各委員の御意見を反映した修正案を作成していただいております。私たちも、検討をしていく中で、法制度の変更ということで法律上の限界ということはある程度理解してはおります。しかしながら、ワーキンググループの考え方について、その辺りを再度検証しておきたいと考えまして、夏に提出しました「中間まとめ」も照らし合わせながら、本日の修正案の作成に至っております。本日は、この修正案に基づいて、改めて論議を行いたいと考えております。なお、本日の大きな議題は「審議のまとめ案」についての一つのみとなりますので、会議時間は全体で2時間を予定しておりますが、論議が尽くされ次第、終了といたします。

す。

では、議題 1、「博物館法制度の今後の在り方について（審議のまとめ案）」について、資料 1 から 3 に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局、担当補佐の稲畑でございます。よろしくお願いいたします。資料、今日は全部で四つ御用意しておりますけれども、前半で、資料 1、資料 2、資料 3 について、御説明したいと考えております。資料 1 は、前回御提示させていただいた「審議のまとめ案」について、修正を加えたものでございます。これは長いので、通し番号でお伝えいたしますと、58 ページの資料 2 は、同じ審議まとめなんですけれども、前回からの変更点を、ワードの変更履歴の機能を利用して、変更履歴が分かるようにしたものでございます。内容は変わっておりませんが、表示の仕方が変わっているのが資料 2 ということでございます。

最後に、資料 3、通し番号 116 ページです。資料 3 は、今回の「審議のまとめ」の概要を 2 枚の紙にまとめた、概要紙となっております。こちら、内容としては「審議のまとめ」から抽出したもので、この「審議のまとめ」の構成が概観できるようになってございますので、少しだけ御説明いたしますと、大きく、ローマ数字の I、II、III と、三つのパートで構成されております。I で法制度の現状と課題というのを概観した上で、II で、これからの時代にふさわしい博物館の在り方について、御議論いただいたものをまとめているというのが、1 枚目でございます。

2 ページ目、通し番号で言うと 117 ページは、III、新しい博物館登録制度の方向性として、登録制度を中心とした在り方について、記載してございます。

これが資料 3 の概要ですけれども、こちらについても、こういう内容は概要に記載した方がいいとか、そういうような御意見があれば、是非頂きたいと考えてございます。

それでは、資料 1、資料 2 について、御説明いたします。前回からの変更点という点では資料 2 を御覧いただいた方が分かりいいと思いますので、資料 2 を基に御説明させていただきたいと思います。58 ページからです。資料、通し番号、よろしいでしょうか。

それでは、御説明いたします。座長から御紹介のあったとおり、前回のワーキンググループで提示させていただいた「審議のまとめ」は、法改正に向けて大臣から諮問のあったものに対する答申を作るたたき台として作成したものでございまして、法改正を見据えた大きな方向性について、このワーキンググループでの議論から抽出して記載していたものでございました。前回のワーキンググループで様々な御意見を頂きましたけれども、一番たくさん頂いた御意見は、詳細についてもっと記載すべきであるという御意見だったと理解して

おります。従いまして、前回の「審議のまとめ」に、これまでのワーキンググループでの議論、あるいはヒアリングやアンケートを行ってきましたけれども、それを踏まえた内容でありますとか、前回のワーキンググループでの御意見、あるいは、それ以降にも委員の皆様から様々な御意見を頂いておりますので、その御意見を反映するとともに、この間並行して政府部内でも様々な検討を行ってきておりまして、特に、ほかの法制度との関係、あるいは、法制上の整理でありますとか、テクニックでありますとか、これまでの博物館法の経緯を踏まえた検討を行ってまいりました。そのような政府部内での議論も含めた記載を行っているということで、御理解いただきたいと思います。

それでは、58 ページから、赤字の形で追記をしております。主な追記点だけを御説明させていただきますと、まず、通し番号で言うと 66 ページ、資料 2 の番号で言うと 7 ページには、前回、御意見を少し頂いたところですが、設置者についての背景について記載を充実しております。具体的に書いたということでございます。

次に、通し番号 68 ページですけれども、法改正に至る経緯の一つとして、文化財保護法の近年の改正についても触れております。

通し番号 70 ページは、法改正の背景として、博物館の役割・機能が多様化・高度化してきた中で、学芸員のみならず、様々な専門家としての人材を確保する必要があるという記載を行っていた部分ですが、広報・PR、企画・デザインという、言わば博物館の運営の周縁的な専門家について記載していたのですけれども、その前に、収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な機能の全てをつかさどるのが学芸員だとして、そのそれぞれについて専門的に携わられている専門家、あるいは、館種ごとの特殊性に対応した専門家、例えば、動物園・水族館における獣医さんや飼育員などについても記載をしております。

73 ページ、文化芸術について学び合うことを記載しておりましたけれども、博物館は、動物園、水族館、あるいは自然史博物館も含まれますので、自然科学についても記載をしております。

75 ページ、博物館の存在意義を御議論いただいた部分ですけれども、「孤独・孤立の状況に陥りかねない人びとの居場所となり、つながりを保ち、社会関係資本を高めることなどを通じて、地域の福祉の増進に寄与する」ということについて、記載しております。

次、(2) 博物館の使命と今後必要とされる機能のところ、使命と今後必要とされる役割・機能についても赤が入っておりますけれども、ここは、基本的には記載を整理したということございまして、内容を変えているものではございません。もし、この内容が落ちて

いるじゃないかと、そういう御意見があれば、是非頂きたいと思います。

その後、76 ページ、77 ページについても、基本的には記載の整理をさせていただいております。77 ページの一番下には、国や地方公共団体の今後の使命について書いていたのですが、すけれども、私立博物館についても記載を行っております。

次に、ローマ数字の III、登録制度をどう改正していくべきか、どう見直していくべきかという点に入っておりますけれども、前回、最も御意見いただいた 81 ページ (2) の設置主体の部分については、抜本的に記載を充実してございます。前回は、設置主体については、法人類型による限定を可能な限りなくして、広く登録の設置主体の対象とすることが望ましいというふうに方向性を書かせていただいたわけですが、これまでのワーキンググループの議論と政府部内での調整を踏まえた記載を行いました。

まず、二つ目の丸には、私立博物館について記載しております。今の制度では登録の対象となっていない営利法人を含む私立の主体が設置する博物館については、「博物館として一定のレベルでの公益性を担保する必要がある。」と。これは、これまで御議論いただいた内容だと認識しております。「今後、登録の審査を具体的に議論するに当たっては」、法律の段階では登録の審査の詳細についてまで踏み込んで記載するわけではありませんので今後の議論となるわけですが、「既に登録の対象として認められている一般社団法人・一般財団法人や、民間の法人が設置することができる専修学校等の制度を参考としつつ、公益性の確保という観点を考慮すべきである。」というような記載にしてございます。

次の三つ目の丸からは、前回、半田委員に御意見を頂いた、国・独立行政法人が設置する博物館（国立博物館）についての記載を行っております。これまでのワーキンググループの議論、あるいは前回の半田委員の御意見では、国立博物館は登録博物館の対象にすべきであるというような御意見を頂いておりました。特に、今後、単独の館では対応しきれないような課題に対して、地域や設置者の枠を超えたナショナル・センター、ハブとしての役割が期待されているという前提の上で、国立博物館は、関係者や国民への分かりやすさという観点から、登録制度の対象に含めるべきではないかというような御意見を頂いてきたところでございます。

他方で、四つ目の丸、81 ページの一番下のところですが、法制度上の検討を文化庁としていたしましたところ、このような主要な国立博物館というのは、現在、独立行政法人が設置しているものがほとんどでございますけれども、それぞれの独立行政法人に係る個別の法令が既にあるということ。その個別の法令において、独立行政法人が設置するのは博物館

あるいは美術館であるということが既に明示されていること。次のページに行きますけれども、個別の法律において、その役割や設置・運営に関する、法律上で書かなければいけない事項は全て書かれているという現状がございます。「我が国の博物館に関する法令においては、国立博物館に係る独立行政法人個別法令等と、公立・私立博物館に係る博物館法が、両輪として体系を構成しているものであり、実務上は、博物館法の登録の対象とする必要は必ずしもないと考えられる。」という表現にしております。「実務上は」というところがポイントでして、博物館法の対象になることによって、昔は補助金の対象に公立はなって、私立博物館は税制の優遇が今までも受けられますけれども、国立にはその対象となることのメリットがないというような背景もございます。

次に、(3)の審査基準についてです。ここも、方向性だけを書いていたのですけれども、これまでの議論の中で必ずしも意見が一致してなかった部分についても記載しております。二つ目の丸からです。学芸員の配置についてです。関係団体の皆さんからヒアリングをした際には、必ずしも学芸員の設置を必須とする必要はないのではないかとというような御意見もありまして、ワーキンググループでも様々な御意見があったと認識しておりますけれども、今は非常に多様な専門家がいらっしゃるという前提の上で、このような多様な専門家をまとめて牽引して、「収集・保管、展示・教育、調査・研究という博物館として密接不可分な基本的機能を一体的・総合的に推進し、その役割を果たしていくための中核的職員として、学芸員の役割は引き続き重要であると考えられる。」という記載にしております。学芸員資格制度については中長期的課題として整理いたしましたけれども、博物館には学芸員は引き続き置くべきであるという内容にしております。

最後、四つ目の丸ですけれども、「したがって、登録制度においては、学芸員の設置の要件は引き続き維持しつつ」という一方で、ヒアリングでも明らかになったとおり、学芸員を必ずしも置いてないという館があることも我々は認識いたしましたので、このような学芸員を配置してない施設については、現行の博物館登録施設の枠組みは正に学芸員を設置していない人たちも対象とする制度ですので、この枠組みを引き続き活用して、今回の理念の一つである「底上げ」、対象となっていない施設についても法律上の優遇措置を適用していくという方向を書かせていただいております。

次のページ、83ページは、先ほど設置主体のところでも申し上げましたけれども、今まで対象となっていないような私立博物館の審査においては、「博物館としての財務状況を法人全体のものから区分して確認するなどの措置が必要となると考えられる。」という記載をし

でございます。

最後の丸では、先ほど申し上げたとおり、審査基準については、今後、恐らく省令という形で議論させていただくことになると思いますけれども、この審査基準についてさらなる検討を進めていくに当たって、「「底上げ」の理念を実現するため、博物館の規模の大小によって不利益を被ることのないようできる限り配慮するとともに、館種の多様性についても十分に考慮する必要がある。」というふうに記載してございます。加えて、こちらは部会の方で議論があったのですけれども、博物館同士の連携、ネットワークについても、この審査の際に一定程度考慮すべきではないかというような御意見も頂いておまして、このようなことについても検討していくということを記載しております。

次に、83 ページは審査主体・プロセスについて書いていますけれども、84 ページは、これまで、第三者組織の意見を聴く、第三者の専門家の意見を聴くことを求めるということで議論は一致していたというふうに理解しておりますが、ここは、実際に審査を行う地方公共団体の皆さんとコミュニケーションを行う中で、できる限り負担は少ない方がいいというような御意見を多く頂きまして、必ずしも組織ではなくて、「第三者の専門家の意見を聴くものとするべきである。」というような記載にしております。このような仕組みの導入に当たっては、単に基準を当てはめる審査を行うのではなくて、「底上げ」の理念に基づいて、その活動や経営が改善されるようなものとするのが望ましいということは、複数の委員の皆さんから御意見いただいたところかと思えます。

さらに、上記の仕組みを、法律上の枠組みというところからは少し離れますけれども、効果的なものにするために様々な下準備が必要であるということも、最後の丸に記載してございます。

次に、(5) です。更新制を導入してはいかがかというような御意見を日本学術会議さんなどから頂いておましてたけれども、こういうような御意見があったということも記載した上で、審査あるいは審査を受ける側の負担への配慮ということを書かせていただいています。既にワーキンググループでは議論させていただきましたけれども、審査基準というものを見直すことを踏まえて、新制度の移行後は、移行措置期間を一定程度設けながら、新たにもう一度審査を受けていただくようなものとするべきではないかという点について、最後、85 ページの一番上の丸に記載してございます。

(6) については、前回、かなり具体的に御議論いただいた、博物館同士のネットワーク、博物館同士が連携する仕組みについて記載しておりますが、ここは賛否あったというふう

に理解しておりまして、法律上、どのような仕組みが担保できるかというところも難しいのですけれども、博物館同士の連携を進めるべきであるというような記載にさせていただきます。

次に、87 ページです。その他の措置すべき事項と今後の課題として、四つ書かせていただいています。(1)としては、先ほど設置者のところでも記載があった、「国立博物館を含む全ての博物館の振興に向けて」というタイトルで、主に国立博物館について記載させていただきます。「法制度上はⅡの2の(2)で記載した通り整理され、国立博物館が国際的な定義に照らしても博物館の要件を満たす施設であることを確認した上で、博物館法制定時からの経緯や関係者の思い、国民に対するわかりやすさという観点から、国立博物館の位置付けと役割については、博物館法制度の象徴的な課題である」という、これまで頂いた御意見を、御意見として書かせていただいております。その上で、国立博物館は既に、実態上はナショナル・センターとしての機能を近年非常に強化しているということを次の丸で書いておりますけれども、最後の丸では、博物館法の改正を踏まえて、第一歩として設置者の枠を超えた連携を促進していくという事柄について、記載しております。「すべての博物館振興のための取組を展開する」と。更にその上で、「設置及び運営に関する法律としての博物館法に加えて、国立博物館を含むすべての博物館の振興のための枠組みなどの更なる制度整備についても視野に入れ、その在り方を検討していくことが求められる。」という、今後の課題として記載をさせていただきます。

(2) (3)については、本質的には変わってございません。記載の整理です。

最後に、(4)として、これまで御意見は頂いていましたけれども、必ずしもこの本文に反映していなかったような課題についても、記載するところを設けております。ここは、近視眼的な評価の在り方に対する懸念、あるいは博物館が閉館する際の資料の保全について今後の課題として記載しておりますけれども、記載すべき事項がもしありましたら、御指摘いただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

今回の「審議のまとめ案」につきましては、前回のものに比べると丁寧な説明をするような形に持っていかけてもらっているかなと考えます。このまとめ案を作るに当たりましては、私だけではなく、一部メンバーにも参画してもらいながら、詰めをさせていただきました。また、多くの委員から御意見も頂きまして、その意見の反映もこの中におおむね入ったものと考えております。

では、だいたい今の説明を踏まえまして、意見交換を行いたいと思います。御意見のある委員から、画面上で挙手又は「挙手ボタン」を押していただきますよう、お願いいたします。いかがでしょうか。

【栗原オブザーバー】　　ちょっと、事実関係だけ、よろしいですか。

【浜田座長】　　どうぞ。

【栗原オブザーバー】　　前回気づけばよかったのですが、そこだけ最初に指摘したいと思っています。

ICOM 関係で、最初の「はじめに」のところの下から 6～7 行目のところに「国際博物館会議 (ICOM) 世界大会」とありますが、通常、「世界大会」という言い方はしていないので、普通に京都大会と書けばいいんじゃないかと。ちなみに、最後のページについている概要の方も同じように「世界大会」と書いてあるので、これも直していただきたい。また、資料 1 の 12 ページ (通し番号 14 ページ) の下のところですが、京都大会は第 25 回 ICOM 京都大会なんですけど、総会は 85 回目なんです。総会は、毎年開催していますから。しかも、ミュージアムの定義が議論なされたのは臨時総会 (Extraordinary General Assembly) で、決議文が議論されたのは第 85 回 ICOM 総会なんです。というふうに面倒くさいので、総会とは書かないで、最初のところを「第 25 回 ICOM 京都大会では」としてしまえば、その大会の中で総会も臨時総会もやっていますから、あとは修正しなくていいので、そういう形にした方がよろしいかと思います。

それと、1 点だけ気になったので、これも前回言うべきであったのかもしれませんが、ちょっと問題提起だけします。同じく資料 1 の 7 ページ (通し番号 9 ページ) の下から二つ目の丸のところに「近年その存在感を増しつつある会社立の博物館」とあるのですが、近年、その存在感を増しつつあるのだろうかという疑問があつて、ぱっと思いつくのは、森、三菱一号館、あとは、Bunkamura は休館になってしまいましたが、川村記念ぐらいですかね。それだけをもって、他の財団法人立の美術館を差し置いて、「近年その存在感を増しつつある」と言ってしまうといいのか。そもそも、そういう意見は余りこの会議の中でなかったと思うのですが、いかがでしょうか。これでいいというのなら原案のままでいいのですが、一応、指摘だけしておきます。

以上です。

【浜田座長】　　具体的な御指摘、ありがとうございました。確かに、ICOM の京都大会については、それで通した方が分かりやすいかなと思います。



今、御指摘のありました7ページの会社立博物館の近年の存在感については、確かにそうかもしれませんね。「近年の会社立博物館の多様性」というような表現でも良いかなと、私も思いました。ありがとうございます。

今、オブザーバーの栗原さんから口火を切っていただきましたが、その他の委員からも、是非御意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

この修正案を作るのに参画した内輪の方以外から先に御意見を頂きたいと思いますが、まず、塩瀬委員、いかがでしょうか。修正案について、御意見をいただけたらと思います。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。手を挙げる前に順番が回ってきてしまいました。

皆さんの御苦勞の中で決まっていたなというのがよく分かりますけれども、設置主体の件で言うと、国立博物館と同じように大学博物館も似た課題を多分抱えているというところがあって、今回の枠組みの中ではもしかするとご一緒するのが難しいのかなというのは思うのですが、議論の中でもありました、小さな館たちもどんどん巻き込んでいって、みんなで博物館業界を強くしていくということに貢献する改正となるのであればいいのではないかと思います。そういう意味で今回の法改正がいろんな博物館を守る新しい手段になればいいなあと、すごく期待しております。

その中で、先ほどの県とか設立主体をまたがって連携をするというところに対して将来の含みがしっかりと乗っているといいなあとと思いますのは、震災のときの博物館レスキューもそうですけれども、結構、県外とか、市外とか、設立主体から外れてお互いに協力しようと思うと、それぞれの設立理由で区切られた業務の範囲に邪魔をされてしまってなかなか広域で連携しにくいという事実があったので、今回の博物館法改正でそれをオーバーライドする形で、同じ博物館なんだから連携できますという、実際に行動しようと言われていた皆さんにとってその行動の根拠になるようなことがあれば、この法改正というのがそういう連携を促すことに貢献できるんじゃないかなと期待するところです。そういう趣旨がしっかりと伝わると幸いです。

あとは、ICOMの中で議論されていたような国際的な連携・協力の中における新たな博物館への期待ということに対して、日本も同じように、どこまで明言できるかどうか分からないのですけれども、博物館に対する期待が変わっているということやちゃんとこの法律の中でも認識しているというところはうまくアピールできたらというふうに思います。この文書全体の中にはICOMでの議論のことがたくさん引用されているところはあるのですが、実際にICOMの中でも踏み込んでおられるような博物館の定義の改正の中で、紛争云々

というところまでが直接入れられるかは分かりませんが、対話を増やし、包摂に向かって博物館が果たすべき役割ということは今までずっと議論されてきたことだと思います。その辺りは、博物館法の改正の中でも、部会の方にワーキンググループから答申する中では、しっかりと我々も認識しているということはお伝えできたかなというふうに思います。そういったところで、着地するのは今回事務方がお示しくださったこういうところなのかなと、今回携わらせていただいて感じたところですので、そういった文言がしっかりと残って次の世代の博物館連携に貢献できたかなというふうに思います。

貴重な議論に参加する機会を頂いて、ありがとうございます。

【浜田座長】 御意見、ありがとうございました。確かに、ただいまの御指摘も今後の博物館を考えていく上で重要な内容というふうに、私も考えます。

ただいま塩瀬委員からネットワークや連携支援という言葉が出ましたが、内田委員、そういう観点から見まして、いかがでしょうか。

【内田委員】 ありがとうございます。私、事前に幾つかメールで指摘をさせていただいて、かなり反映していただいて、感謝しております。ありがとうございます。

ネットワークというところに関して申しますと、資料 2 の通し番号 70 ページに何か所か、それ以外にも何か所かあるのですけれども、「人材を養成する拠点」とになると、その言葉の表現が小規模館にとってはとても重たいというか、そんなに人数いないのにどうするのっていうことになるので、「確保する」というような言い方に変えてみたらどうですかということをご指摘させていただきました。それが関係するのが、通し番号 83 ページに「連携することによって支え合い」とあります。人材の確保、例えば、うちはデジタルに関する人材がいらないんだという施設が、83 ページの二つ目の丸のところで、ネットワークの仲間内のところでそういう人材がいて、そこの助けを得ることというようにもとても連想しやすいような仕上がりになっているかと思います。そういう点で、私、ネットワークに関しての記述は素晴らしいと思いました。ありがとうございます。

以上です。

【浜田座長】 御意見、ありがとうございました。

この「審議のまとめ」の中では、特に小規模館への配慮というのは私も心配するところが残るのですが、そういう観点でも結構ですが、竹迫委員、いかがでしょうか。

【竹迫委員】 ありがとうございます。この形にまでまとめていただくのにどれだけ御苦労があったかと思うと、まず感謝を申し上げます。小規模館への視点も感じられる内容であ

りがたいです。私が近頃関わっている小規模館のひとつには、登録博物館でも相当施設でもなく、自治体が運営されている資料館がありますが、この法の外側には更にたくさんの施設があるというのを実感していますので、ネットワークとか振興策も含めて、今、対象としてイメージされているだけではない、更に外側にも数多くの施設があるということを意識しながらこの法改正が行われていくことが望ましいと思っています。

ネットワークに関しては、今、塩瀬委員がおっしゃった文化財レスキューの点もあるのですが、すけれども、実は、県をまたいで文化エリアが同じというような文化圏も国内に結構たくさんありまして、これが自治体の単位でくっついていってしまうと共通する文化の起点を持ちながらネットワークできないというようなこともあるので、是非その辺りは意識していただけるとありがたいと思っています。

1点だけ、大学の博物館はどうしても入ってこないのですかという点は気がかりです。大学の博物館は学芸員の育成も含めてこれから担っていく役割が大きいであろうと思われますし、そこが是非きちんと位置づけられるということを希望いたします。ありがとうございます。

**【浜田座長】** 御意見、ありがとうございます。ただいま、大学博物館のお話が出ました。これは国立の大学博物館と私立の大学博物館では扱いが違ってくるのかなと思いますが、その辺り、事務局から、大学博物館の扱いについて、少し補足をお願いできるでしょうか。

**【稲畑補佐】** 事務局でございます。大学博物館は、先ほど座長がおっしゃったとおり、設置主体によって議論は分かれると考えています。国立と、私立と、あと公立大学法人というものもありますので、三つの場合分けをして考えますと、まず、今回、私立は設置者の類型を問わないということになりますので、私立については新しく博物館法制度の対象になります。公立についても、公立大学法人は地方独立行政法人の一類型でございますので、今回、地方独立行政法人を対象とすることに伴って対象となるという整理になります。最後に、塩瀬委員からも御指摘ありましたけれども、国立は、法律上、独立行政法人と同じ扱いになりますので、今回、独立行政法人は必ずしも実務上入る必要はないということと同じ整理になるというふうに考えてございます。

**【浜田座長】** ありがとうございます。そのような形になるということですが、よろしいでしょうか。

それから、小林委員からも幾つか御意見を頂いておりますが、小林委員、いかがでしょう

か。

【小林委員】 皆様、御調整いただきまして、本当にありがとうございます。私の方から最後のところで意見を伝えさせていただいたのは、広く博物館は調査・研究の機関であって、展示などをしていくという立場である以上、いろいろな意味で研究とか学術的な部分での公正性を担保していくということがすごく大事だと思っているのです。これからいろいろな形で、例えば、公的な資金が出てくるとか、公的な機関が直接・間接に登録や何かにも関わってくることを考えたときに、博物館などの自立的な態度というか、それを担保していくことがすごく大事だと思っています。それを博物館法の中に書いていくというのは、今回はなかなか難しいかと思えます。それというのはどちらかというと博物館行政をやる側の理念というところになってくると思うのです。特に、美術館など、生きて活動している芸術家の作品を扱っている人たちなどは表現の自由に抵触する事柄が起きることがありえます。それは博物館部会の方で話題になったりしたこともあったと思うのです。その部分で何か変な衝突が将来的に起きないようにしておくことは大事だと思ひまして、できれば博物館を支援していく行政サイド側の理念や原則を明確にしておくということが入れられないかということ、申し上げました。そのことは、多分、今回の御説明の一番最後のところに入れていただいたと思っています。91 ページのところ「博物館が本「審議のまとめ」で掲げた役割を最大限果たしていくことのできる博物館行政の在り方について、引き続き検討していくべきである。」というふうに書いてくださっていて、こういうことが将来考えていくための基になっていくと書かれていますので、私とするとありがたいと思ひました。

というわけで、一番気になっているところをこの会議の中でうまく伝えられなかったことをおわびしつつ、それでも入れてくださった皆さんに本当に感謝したいと思ひます。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。今、博物館も表現の自由ですとか学問の自由に関して非常に危機感を持った時代になっていると思ひますので、今の御指摘は、非常に重要かと思ひます。博物館法の中に書き込めるかどうかというのはまた別の問題だと思ひますが、それは今後の課題として検討していく事項であろうと、私も考えます。

今、博物館での研究等のお話についても出ましたが、佐久間委員、いかがでしょうか。

【佐久間委員】 もう自分に回ってくると思ひてなかった。

本当に様々な観点を丁寧に書き込んでいただいて、非常にありがたく思ひております。皆さんの意見を含めて、基本的に博物館法をどう変えていくのか。ただ、これで全ての問題が

解決するわけではないので、もっと先まで見通した観点でこの「審議のまとめ」を作りたいというのが、基本的なスタンスです。この議論の中で非常に重要だったのは、幾つかあります。一つは、博物館が社会の中で役に立てるように、どういう形で機能強化をしていくのか。その一つの答えがネットワークであり、それから、小規模館が持続可能にしていくことであるということだったと思うのですけれども、こういったことの中のすごく重要な背景としては、まず一つには、基礎自治体あるいは都道府県みたいなところでも博物館行政に対してしっかりと理解形成をしていくということの重要性ですよ。博物館法が変わることによって理解が促されるという側面は非常に大きいのですけれど、先ほどの小林さんの御意見、竹迫さんの御意見も含めて、自治体職員が博物館法の運用というものに意識を持って、社会のための博物館なら公共の基本としての博物館なんだということを御理解いただくというところは本当に大切なところなので、途中でかなり議論はされていましたが、学芸員向けの研修もそうなんですけれど、自治体向けの研修、こういったことも非常に重要なんだろうと思っています。

特に、今回の博物館法改正の中で、教育基本法、社会教育法という流れの中だけでなく、文化芸術基本法への言及もされるようになっていきます。両方の法律にどういうふうに共通性を持って博物館法というのが運用されるのかということをしかりと植え付けていかないと、ここが空中分解してしまうと本当に博物館の運営がばらばらになってしまいますので、そこをしかり押さえないといけない。特に、今回の法の中にはネットワークというところが非常に大きく書かれたわけですけど、社会教育法の中でのいろいろな施設があります。博物館だけじゃなくて、図書館であるとか、文書館であるとか、公民館であるとか、いろんなところがあるのですけれど、こういったところのネットワークというのもやっぱり重要になっていくんだと。これは博物館に関する法ですから、そこがクローズアップされてこの「審議のまとめ」には書かれてはいないのですけれど、現実には、栗原さんが主に携わられている文化財レスキューの方では正にその丸い連携というのが、ミュージアムだけでなく、図書館も、大学も、研究所も、みんな関わっての文化財レスキューというのが動いているわけですね、塩瀬さんも言及いただきましたけど。こういった館種を超えた、博物館の館種だけでなく、図書館であるとか、そういったところの連携というのも、これからの地方の文化財の保全を考えるためには、地方の文化の振興を考えるためには、しっかりと進めていかなきゃいけない。このためにも地方の行政の人の理解をつくっていかなきゃいけない。理解をつくっていくためには、こうやって博物館は変わってきたんだな、みんなが博物館の資

料を享受できるような形をつくらなきゃいけないなというところも、また一方で事実です。なので、内田さんがおっしゃっていたようなデジタルの話というところも進めなきゃいけないのだけれど、個々の博物館でばらばらとやってもなかなか進まないというのは皆さんおっしゃるところなので、そこでもやっぱりネットワークというのが大変重要になってくるというところですよ。

ネットワークと地方自治体の理解ということを行いましたけど、そこを支えるためには博物館が持続可能じゃなきゃいけないくて、持続可能なためには、博物館を支える人材、学芸員が持続可能じゃなきゃいけないというところですよ。今回は法律の話ですのでどうしても施設に関しての言及が強くなるのですが、その中には個々一人一人の学芸員がいるわけで、そこをどうサポートできるか。そこは、非正規な雇用で苦しんでいる場合もあります。なかなか、研修、スキルアップができないというところで苦しんでいる場合もあります。こういったところはこの法律の枠の中でどう運用していくのかということに関わってきますので、今度は今後の運用につなげるための細かな制度づくりというところにも注力していきたいと思います。今後とも協力させていただきますので、よろしくをお願いします。ちょっと多岐にわたりましたが、こんな形です。

**【浜田座長】** 全般にわたりコメントを頂き、ありがとうございます。

博物館の数で言うと恐らく公立博物館が最も多いと思いますが、今後の課題としては、地方自治体の行政関係者にいかに博物館についての理解を深めてもらうかというのも大きな課題だと思っております。そのようなことも踏まえまして、次に、佐々木委員から御意見をいただければと思います。

**【佐々木委員】** ありがとうございます。今回、議論してきていることがまとめて盛り込まれていますので、先々参照するときにも、何が議論されたか共有されるのはよかったですかと思っております。

今回、一番大きい改正の狙い趣旨に当たることであると思うのですが、設置主体の区分をなくして、なるべく広く、多くの博物館がこの博物館法をよりどころに先を目指していく、そういう枠組みがつくれそうということになるかと思っております。国立博物館等の位置づけの問題はありますが、法の立てつけではなくて、施策というか、取組としては、同じ博物館として役割を果たす、ナショナル・センター、中核館としての役割を果たすということのでいけるのかなと思っております。博物館法をよりどころに事業を展開し、ネットワーク化を進めていくということになるのですが、今回、何人かの方からも言及ありましたけれども、

社会教育法のみならず、文化芸術基本法も一つの根拠法、大きなよりどころとして位置づけを明確にしていくと、新しい可能性が開けてくるのかなあと、期待もしております。これから、法改正をして、様々な法規に結びつき、施策に結びつくと思いますが、しっかり運用していくためには、佐久間さんもおっしゃっていましたが、関係者の理解が大事になると思います。

学芸員養成については中長期的に検討しようということになっておりますが、学芸員養成制度は、学芸員になるかもしれない人を対象にした取組だと思っております。もう既に学芸員になった人、事務系の職員として関わっている方、また、行政関係者、そういった人たちは既にいるわけです。新しく仕組みが変わっていくときに、現職者の研修、初任者研修のようなものを手厚くしていくことで、どこに向かって何をすべきかというところをしっかりと共有できるようになるといいと思っております。学芸員養成は非常に複雑なことも絡みますけれども、現職者の研修ですと、スキルアップ、また、ネットワーク化ということについては政策でできる話になると思っております。人材養成の一つの大事なポイントになってくるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

**【浜田座長】** ありがとうございます。学芸員養成論議については、この後の論議ということで、主には恐らく省令改正が中心になってくると思っておりますが、引き続いて議論ができていったら良いと思っております。

それから、今回のまとめを作っていくに当たっては、日本博物館協会という立場もお持ちの半田委員からもいろいろ御意見を頂きました。半田委員からも御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

**【半田委員】** ありがとうございます。10回が11回に延びた原因の一つに10回目のときの私の発言があるんじゃないかと心配していましたが、その後の時間のない中での取りまとめ、本当にありがとうございました。

最初に、私、ICOM日本委員会の事務局長でもあるので、オブザーバーの栗原さんからのご指摘は、事務局長が気付くべき話で、本当に申し訳ありませんでした。

一つ、取りまとめていただいた今日の案を拝見して改めて思うのは、博物館部会が立ち上がってから、今、3期に入っていますけど、博物館の行政所管が文化庁に一本化されたことのメリットの中にこの検討のプロセスがあるなあということを実感しています。その中で、ワーキングでもいろんな御意見を出されて、ヒアリングでもいろいろな館種の団体の方か

ら忌憚のない御意見が聞けたというところは、非常に大きな成果だったと思います。文化審議会の中に博物館部会が常置されたということについては、ここで終わるんじゃなくて、あるべきよりよい博物館制度の在り方というものが今後も引き続き検討されていくという体制自体が担保されたというところは博物館業界の中では非常に大きな成果ではないかなというふうに思いますので、それを大事に続けていくことが必要かというふうに感じたところです。

日博協は、11月17日に札幌で69回目の全国博物館大会を開催した折に、全国博物館フォーラムを開きました。そのときに、文化庁からは平山課長が御登壇いただいて、この制度の在り方の審議経過について丁寧に御説明を頂いたところですが、そのやり取りの中で、文化庁さんとして、法制度の審議の中では非常に高いハードルに直面して、今回の改正では皆さんの御期待に答え得るような答えが出せないかもしれないということを御説明された上で、でも、これ1回で諦めず、この先、議論を続けていくことが必要なんだというコメントを頂戴しました。その先に国立博物館も含めた博物館全体に対する振興法みたいなものの検討の可能性にも言及されたのが、私は今回の札幌大会の一番大きな成果だったかなあと、大変ありがたく思っているところです。そうした議論が進んでいる成果は大会決議の中にも盛り込んでいただいていますので、議論の経過をもっともっと、博物館の関係者、現場の方たちと共有していくというのがこれから非常に大事なプロセスだろうというふうに考えているところです。

そうした意味では、今回の案の中にも書き込んでいただいておりますけれども、お話にも出た文化芸術基本法と文化財保護法をつないでいく上での博物館法の在り方というところにおいて、それぞれの施策を展開していく中で、博物館とはどういうところなのか、何をすべきところなのかということは博物館法を読めば分かるというような法律になってもらいたいなあというふうに思っているところです。それに対する今の時点の審議経過、これから今後のスケジュールも示されると思うのですが、一方で日博協のような組織・機関が担っている責任と役割も大きいなあということを実感しています。ついては、これから早晩まとめられていく答申に向けた動きの中で、その内容を、ヒアリングいただいた多くの館種団体の方とか、広く博物館の業界に携わっておられる現場の方も含めて、一回きちっと御説明する機会を、例えば日博協の主催で文化庁から御後援いただくなりしてつくっていくということも必要かなというふうに感じているところです。その辺は今後のスケジュールを見ながら、また文化庁さんの方とも御相談をさせていただきたいと思っているところで



す。とかく博物館行政とか博物館制度の在り方というのは行政サイドから下りてくるものというイメージを現場では持っているのですけれども、そうではなくて、自分たちがどうしたいのか、どういう方向に向かっていくべきなのかということを発信していく力がもっともっと強くなる体制づくりをしていく必要があるのかな。これから続いていく検討・審議の中では、そうした現場の意見、業界としての意向というものをきちっとお示ししていただけるように、現場もそういった意味で連携を取りながら、みんなが意見を出し合って一つの方向性をつくっていただけるような体制づくりに日博協も取り組んでまいりたいと思っていますので、改めて事務局の方の御尽力に感謝を申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

【浜田座長】 ありがとうございます。今後、このまとめ案を答申案としてまとめていくに当たりまして、多分、もっとより広く様々な意見を聞く必要もあるかなと、私も考えております。国民の意見、さらには各博物館からの御意見等も頂く必要があると思いますので、その辺、半田委員も含めまして、引き続き御協力をお願いできたらと思っています。

一通り各委員から御意見を頂きましたが、全体を含めてでも結構です、更に御意見のある委員がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

栗原さん、お願いいたします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。事務局に1点質問ですが、法制局審査が終わったら法案提出という段階になっていくと思うのですが、今回は博物館法1本だけの法改正を目指しているということによろしいのでしょうか。あるいは、ほかに関連して変える法律もあるのでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

【井上戦略官】 博物館法1本だけを考えております。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。言いたかったのは、これまで博物館法は25回改正してきているのですね。ほとんどは他の法令の改正に伴う、ちょこちょことした、言わば削られる一方の法改正だったわけですが、今回、もし博物館法単独の改正ができたとしたら、実に1955年（昭和30年）以来の博物館法単独の改正ということになるので、およそ70年近くぶりの画期的な法改正になるのだと思います。ちなみに、言わせてもらおうと、前回、私が携わった2008年の法改正のときは、それこそ1955年以来の、条文を追加する改正だったのですね。それまでは削られる一方の改正だったのを、2008年のときには初めて条文を追加した。今回また、それ以来の大改正、大改正かどうか分かりませんが、少なくとも博物館法が自ら主体となって改正する法律案を出すということは非常に意

味のあることだと思います。ほかの委員の先生方がおっしゃったように、これが終わりではなくて、これが第一歩であるということで、これからも引き続き、さらなる法の充実を図っていくようなことを期待したいと思います。長い間、いろいろ御議論いただきありがとうございますで終わりじゃなくて、これからまたみんなで頑張っていっていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

**【浜田座長】** ありがとうございます。今回の功労というのは、文化審議会に博物館部会ができたということでしょうか。今後、そこで常設的に博物館の論議ができるということは、これからの博物館界での強みになっていくかなと、私も思います。

そのほかに、御意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。本日がこのワーキングとしては最後の会議となりますが、。時間的にまだ余裕がございます。せっかくですので、最後に、法改正に向けて、あるいは、このワーキンググループに携わったことを通して、一人一言ずつコメントをいただけるといいかなと思います。簡単で結構です、最後に抱負的なことでも結構ですので、一言、御意見をいただければと思います。

それでは、今日の参加者名簿の順番で、内田委員からお願いできるでしょうか。

**【内田委員】** ありがとうございます。私、こういう場に参加させていただくのは初めてで、発言の仕方とか、いろいろ分からないことが多くて、御迷惑をおかけしていたかと思えます。申し訳ありませんでした。

私がここに参加させていただいたのは、コロナになる前は、年間200館ぐらい、博物館を回ります。恐らくその半分ぐらいは小さい規模のところで、大規模館であっても、現場の方と、1時間、2時間、バックヤードでお話しさせていただくことが多いです。今後もそういうことになっていくと思います。その中で、今日、いろんな先生方がおっしゃった、これからは大事、いろんな規則がこの法律を基につくられていって実のあるものに運用が進んでいくということが大事ということであったかと思えますので、私も、いろんなところで聞いてきたお話、地方の小さいところで聞いてきたお話をこういう形で何かお届けをしながら、運用に反映できる場所のお手伝いを引き続きやっていけたらと思っております。今回、こういう機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

以上です。

**【浜田座長】** ありがとうございました。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 本当にお世話になりました、ありがとうございました。言いたいことは先ほど申し上げたのもう結構なのですが、実は一つだけお願いがございます。これだけ一生懸命まとめてできてきた「審議のまとめ」が実際にどういう条文になっていくのかということ、はまだないわけです。ここからは文化庁さんにお任になってしまうのですが、具体的な条文案を、改正を出すときの来年度、6月に出来るわけですけれども、その前に一度見せていただけないかなと思いました。というのは、ほかのところでいろんな審議をした後に法律ができて、その法律を見たときに、すごく分かりにくいと思ったことがあったのです。こちらの意図が十分に反映できる形の条文案にできるかどうかということ、正に文化庁の皆さんの腕の見せどころだと思うのです。したがって、この報告を受けた形でのお仕事の姿というのを是非私たちにを見せていただきたいということをお願いして、最後の言葉としたいと思います。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいまの小林委員の御意見につきましては、是非文化庁でも配慮をしていただけたらと思っておりますし、また、私の聞き及んでいるところでは、文化庁の次長さん以下、総力を挙げて、今、法制局と意見を交わしているというふうに聞いていますので、前向きなるものを信じて、我々の意見を酌み入れていただきたいと思っております。

続きまして、佐久間委員、お願いいたします。

【佐久間委員】 ありがとうございます。小林さんの御意見と重なるところもあるのですが、私たちの意見をどうやって国会の方に届けていくのかということもそうなのですが、今日のZoom ミーティングも68名の参加者ということで、かなりの方の傍聴があるわけですね。博物館界、マスコミの方も含めて、かなり注目を頂いている議論にはなっていると思います。こういう方々に私たちの議論の中身というのをどう丁寧にお伝えできるのか。もっと言えば、ここに直接コンタクトを取ってくるのに時間を使えない多くの博物館の人たちに、この中身はこういうことでこういう議論になっているんだよということをお伝えできるのか。もっと言えば、博物館利用者に博物館はよくなったよねと感じてもらえるのかというのがこれからの本当の肝だと思いますので、そうしたところの努力もしていかなきゃいけないなとは思っています。

本当に様々な課題が博物館にあるのは、ここに関係している人は皆さん共有していることだと思います。1個1個、単独でなかなか解決できない。札幌の博物館大会では、2020年

代は収蔵庫の時代だというようなキーワードも出ました。各博物館、収蔵庫が不足しているために資料の保全が十分にできないというような現状があるということも言われました。こういった課題というのは、例えば地域でネットワーク型の収蔵庫みたいな形をつくるのかと。だけど、収蔵庫って、市民からすると一番、どういう価値につながっているのかが見えづらいというところがある。そうすると、その課題をデジタルなところ、例えば、この収蔵庫に運び込めばデジタル化がどんどん進むみたいな形で複合的に進んでいくというような、SDGs じゃないですけど、単独の課題を単独で解決するというよりは、複合的に解決していくという知恵を、僕らも、みんなも、共有して持てるような形を考えなきゃいけない。そういった工夫の余地というのがもしかしたらネットワークなのかなという気もしないではないのですね。なので、課題を解決するためにこの法律をうまく使っていくときが早く来るといいなあと思っています。どうもありがとうございました。今後とも、よろしく願います。

【浜田座長】      ありがとうございました。

続いて、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】      感想めいたことになりましたが、私も先ほど話題になった2008年の法改正議論の協力者会議のときから参加していて、栗原さんがおっしゃったように、そこで少しは変えられたのですが、掲げた理想とか理念というのはほぼ反映できませんでした。その後、法改正については、相当シニカルになったというか、やさぐれていて、どうせなあみたいな感覚でおりました。このたび文化庁の方でいろんな制度改革があったということもあるのでしょうけれど、これは本気で取り組むというようなことになって、こうした議論になったわけです。今回ようやく、当時掲げていた対話と連携という考え方、日博協会長で協力者会議の座長をされていた中川志郎先生が主導されておりましたけれども、その精神が、法改正の中核的な理念というのでしょうか、そういうところに埋め込まれていったのかなあということで、感慨深い思いもしています。

皆さん言われるように、これから細部を詰めていって、仕組みをつくる、現実化させていくということが大事なところですので、多くの人たちの知恵を結集して、現場とも対話し、連携しながらつくっていくのだろうなあ。当時、21世紀型のミュージアムを目指したわけですが、それを本当に運用し、実現し、地域の人を巻き込んで喜んでいただくということこそが関係者の使命（ミッション）であると、襟を正しているところでございます。これから、また皆さんと引き続き一緒にやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

ます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

次に、塩瀬委員，お願いいたします。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。今回，若輩ながら法改正に資する議論の場に参加させていただいているいろいろ勉強になりましたので，法律改正は大変なんだというのが正直一番分かったことかも知れません。

その中で意見として二つだけ言い添えておきたいと思ったのは，先ほどご意見をくださっていた栗原さんの『博物館とは何か』のご著書も読みながら，博物館法改正は大変だということがすごくよく分かったのですが，その中で，わたくしはもともと本会議に参加させていただいたのは，一つには資料のデジタル化連携みたいなところでお声がけいただいたのかなと思いつつ，今回は資料という言葉の定義のところには踏み込む議論になっていなかったのですが，しかし，有形無形の中でも，無形の中にもしかしたら，今，デジタルが入っているのかもしれないのですけれども，大学博物館とかにいますと，そもそも生まれがデジタルからスタートしているポーンデジタルの資料という新たな資料種が出てきています。これが出てきたときに，今までの有形無形の議論の中に本当に含まれて同様に議論できるのかとか，あるいは展示方法においても，コロナ禍でアバターのロボットを使った遠隔展示鑑賞などもトライしてみたのですが，展示手法の中にもデジタル技術やオンライン技術が入ってきたときに，デジタルによって生まれた資料がデジタルのまま残されて，更にデジタルのまま展示として見せるというところまで，ミュージアムが取扱う範囲もデジタルやオンラインの世界に片足を突っ込みつつあるのかなというふうに思いますし，同時に現行の法改正の中でも「資料」としか書かれていないので，ざっくりとは含まれていると考えることも可能かもしれないのですが，将来的にはそれを残そうと思うと，従来のハード以上に経費がかかってしまい，それは本当に資料なのかというところが厳密に問い詰められるときが来るかも知れません。そうなる前に，資料というものの定義もしっかりと現行技術を捉まえていかないと，私たちとして次の世代に何を残すのかというときに，どうしてもまだ，目に見えるものとか，形にその定義を頼っているところはあるかと思しますので，今の現代生活を考えたときに，デジタルやオンラインというところまで考えると，多分，文化財とかも，デジタルの世界で生まれて，デジタルの世界で体験するデジタル文化財のようなものももしかしたら早晩出てくるかも知れません。次の法改正はまた 70 年ぶり，と言わないようにしないといけないのだろうなという意味で，今回のような議論を通じて博物館の立ち位置を

ちゃんと見守っていく必要があろうかなと思います。

もう一つの視点としては、社会包摂の部分です。博物館を今後さらにどんな人を楽しんでいただくかということにおいて、いろんな方を楽しんでいただく、いろんな人たちに社会教育の場に参加していただけるようにするという点です。学校教育基本法の中でも、義務教育は、単に教育機会を提供するだけでなく学習権を確保することだという当たり前のことが見直されています。不登校の生徒さんにもオンラインの授業とかを積極的に提供することで、学習権確保をしっかりとしなさいというふうに、ここ数年で動きが変わり、包摂的な学びが注目を集めています。博物館も同様に本気で社会包摂をしようとするならば、博物館に足を運んでもらえていない人たちにも同様に鑑賞機会を届けるということが責務の中に入ってくるはずで。そうすると、オンラインの展示によって今までは鑑賞機会のなかった人たちのところへも、積極的に鑑賞体験を届けに行く、どちらかというとおせっかい型の博物館というのも将来的にはあればこそ、社会教育に貢献できると思います。今回の法改正の中で仲間として登録していただける博物館が増えていただくというのも社会インフラの充実という意味でとても大切です、それは資料を次の世代に送ると同時に、博物館の資料で学んでいただける人を増やすための仲間増やしにもなるのかなというふうに思います。今回の委員の方々も皆さん、法改正の意義そのものをいろんな人たちに伝えないといけないというふうにおっしゃっていたので、そのことにわたくし自身も貢献できたらと思います。今回、貴重な議論の場に参加をさせていただきまして、ありがとうございました。

**【浜田座長】** 新しい博物館の在り方に向けたコメントもいただけて、とてもよかったと思います。

続きまして、半田委員、お願いいたします。

**【半田委員】** ありがとうございます。感想になりますが、皆さんの話を聞かせていただいていますと、今の塩瀬さんの話もそうなのですが、デジタル化であるとか、よく出てくるネットワーク化であるとか、その先に社会包摂のあり方を考えていこうとすると、博物館の利用者ってどういう範囲の人なのかということになってきて、それは博物館に来て中に入ってくれる人だけではない時代に既に入っている。コロナ禍の中で様々な情報発信を工夫されている博物館の事例を取ってもそうなんですけど、そうした博物館の活動・事業が拡張しつつある状況の中で評価指針がいつまでも入館者数みたいなどころでは、持続性・発展性のある博物館マネジメントというのはできないという問題も隠れているだろうと思うのです。そうすると、今日、案として示された答申に向けての考え方の中に、継続して検討

していかななくてはいけない重要な課題が幾つも入っているということだと思っておりますね。そうしたときに、今後、博物館部会だけの議論では具体の個々の課題に対しての検討が深まっていかないだろうというふうに考えるので、11回でこのワーキングは一応一区切りということになるかと思うのですが、テーマ・形を変えて、様々な形で部会をフォローしていくためのワーキングみたいな骨組みというか、仕組みというものも、今後、発展的に文化庁には是非検討をしていただきたいと考えています。

いずれにしても、ここまでの取りまとめに御苦労していただいた文化庁、事務局と皆さんに改めて感謝の意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。

**【浜田座長】** ありがとうございます。とかく行政の会議というのは形式的になりがちなのですが、このような実践的な会議の場というのは継続的に設けていってほしいと、私も思っております。

続いて、竹迫委員、お願いいたします。

**【竹迫委員】** ありがとうございます。まずは、私としては課題は残しつつも納得のいく取りまとめをしていただいて、座長をはじめ、事務局の皆様の御苦労、本当にありがとうございます。

その一方で、先ほどから話題になっている、佐々木委員、佐久間委員もおっしゃった通り、継続性が担保されるのかということが博物館法の改正のポイント中にもかかっている、その一つが学芸員だといったとき、私が知っている自治体の小さな資料館は指定管理で運営されていて、学芸は修士を卒業されてすぐの学芸員さんがお一人で、専門分野は御存じだけど、展示の仕方とか、自分の分野ではない作品の保存のこととかは御存じなくて、文化庁さんや日博協が主催してくださる研修会とか勉強会や研修会が開催されていることも御存じない。もしくは、指定管理という枠の中で研修等にもなかなか出させてもらえず、勉強する機会がないという方の御様子を見ていると、これは決して一部ではないのだろう、特別のことではないのだろうというふうに思いました。先ほど来ご意見が出ていたように、この度の博物館法の改正で、学芸員向け研修会も必要だけど、自治体の職員向け研修会も必要だという御意見ももっともだと思いますし、学芸員を養成する過程での学習内容だけじゃなくて、初任者研修というのもおっしゃったとおりだと私も思います。それに加えて、学芸員ではない人が学芸員とともに日常的に博物館・資料館を維持している施設の多いことを考えると、学芸員研修だけではなく、博物館職員研修という形で、学芸系の基礎的で現実的なことを学ぶ場が求められていると思います。是非この博物館法の改正が、博物館にとっても、自治体

にとっても、そういうことを考えることに繋がる法改正になることを切望しています。そして、何よりも、文化庁の研修とか日博協の研修の外にいる人たちにとっても、博物館法を読んだら、自分たちが向かうべき理想が見える法律であってほしいと思いますし、そのことによって、全ての博物館が、異なる文化とか、宗教とか、生活とかを超えて、人々が理解し合い、21世紀が大きく抱える、日本の問題、国際的な問題の解決の一つの糸口・場になっていくことを念頭に法改正を行っていければと思います。

館種・業種の違いという点では、今、うちの美術館は国内の幾つかの重篤な病気を抱える小児科のある病院に高精細の作品を貸し出して、院内展示を行っています。子供向けの院内展示を行っている、それを併設する老人施設の方が見に来られて、そこでまた要望が広がったりしていきます。そういう一歩前に踏み出せるようなことがネットワークでのお互いの刺激のし合いであり、特に異業種とのネットワークは、形ではなくて、そういう中身を共有し、助け合っていくということだと思いますので、是非この法改正によって、一歩、二歩、前に進んでいければと思います。

狭いところで仕事をしながら、よく分からない意見を出して皆さんを混乱させたかと思いますが、本当に私自身が勉強になりましたし、また、博物館の未来に希望が持てるワーキンググループに参加させていただけたと思っています。本当にありがとうございます。

**【浜田座長】** ありがとうございます。現場からの重要な御指摘とか御意見を頂いて、本当によかったと思っています。どうしても博物館は、人材養成とか研修という言葉を使うと、学芸員というのが念頭に置かれてしまうのですが、実のところ、法律上で掲げられる、その他の職員というのは意外と重視しないといけないのかなと私も思っておりまして、そういう研修制度もこれから再検討が必要かなと考えます。

それでは、今回はオブザーバーとして特に私からもお願いしたわけですが、貴重なアドバイスを頂いた栗原さんからも、是非一言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【栗原オブザーバー】** いろいろ余計なことを申し上げましたけど、一言だけ言うとすれば、「これで終わりじゃないぞ」ということで、改めてお願いしたいと思います。

それから、参考情報ですが、先般11月19日に、それこそ北海道で全国博物館大会を開催している夜にオンラインでICOMの諮問会議があり、来年のプラハの次の2025年のICOM大会はドバイに決まりました。初のアラブ地域での開催ということで、それが決まったとたん、ICOMの中で、いわゆる人権、とりわけ女性の人権について、LGBTQをはじめとするジェンダーについてしっかり考慮するべきだというような意見も出始めていますので、そ



ういったこともこれから考えていかなきゃいけませんし、ちょうど2025年は大阪・関西万博が開催される年でもあります。大阪・関西万博も、先ほど塩瀬委員等から話がございましたように、SDGsが一つの大きなテーマになっています。これから博物館もSDGsが大きなテーマになってきますので、これは法律でどうこうするという世界ではありませんが、これからはそういったことも意識しながら博物館運営というのはやっていかなきゃいけないと思います。そうしたことも視野に入れながら、是非議論をできればと思っていますので、よろしくをお願いします。どうもありがとうございます。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。

最後になりますが、座長を2月から、延べ9か月にわたりますが、皆さんにお世話になりまして、務めさせていただきました。私は座長を務めるような人間ではないというのは自分が一番分かっているのですが、博物館の現場で学芸員を20年務め、その後、大学で博物館学の教育と研究に携わって20年ということで、現場とか、行政とか、博物館研究について、情報を知っているから、この場に置かれたのかなと思っています。

今回の「審議のまとめ案」ですが、いろいろな方から私宛てにも御意見を頂いたりしております。これが決して十分なものとは、私も思っておりません。しかし、70年にわたって大きく変わらなかった博物館法がこれから少しでも変わるということが現時点では重要かなと思っています。もちろん、審議を十分尽くせてないところもありましたので、博物館界から非難や批判も浴びるということは私も覚悟しておりますが、それでも、これからの博物館法の全体改正あるいは見直しに向けての第一歩として、変えないよりは変えた方がいいのではないかと、私は考えております。そういう路線で、是非このまとめ案が法律の条文に反映されることを願っております。また、このまとめ案の中には、法律よりもっと細かい、規則とか基準で書くべきであろうという内容も含まれておりますので、今後、法改正の先にあるであろう規則や基準の改正の中でもこれらの内容が反映できればと思っています。そのためにも、先ほど何人かの委員からも御意見が出ましたが、実践的な審議の場というのは引き続き置いていただけると良いと思っています。今回のワーキンググループはこれで最終回ということになりますが、皆さんには引き続きいろいろな場面で御支援いただくことになると思いますので、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上、勝手に座長提案で皆さんから御意見を頂きました。

その他、御意見はないでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本日の議論は以上にしたしたいと思います。

では、事務局から、今後の予定について、説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。今後の予定、前回のワーキンググループでも御説明させていただきましたけれども、資料 4 を御覧いただけますでしょうか。通し番号 118 ページ、一番最後の資料でございます。

既に、12月8日の10時から、このワーキンググループの親部会としての博物館部会の御予定を頂いております。ここで「審議のまとめ」について更に御審議いただくということになっております。さらに、12月20日、これは調整中でございますけれども、更にその親部会である文化審議会の総会を調整してございまして、ここで大臣の諮問に対する答申という形で「審議のまとめ」がブラッシュアップされていって決定されていくという運びになるということでございます。通常は、ここから、この答申を頂いて、我々事務方として国会に提出させていただき法案を検討して、閣議決定に進んでいくという流れになる予定でございます。

事務局からは、以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明にもございましたが、本日御論議いただきました「審議のまとめ案」については、来週12月8日に博物館部会で論議し、その上で、文化審議会総会で文部科学大臣からの諮問に対する答申として決定することとなります。

博物館部会に提案する内容につきましては、本日、追加の御意見を幾つか頂いたと思いますので、その修正をした上で、取りまとめをしていきたいと思っております。本日の論議の中では、大きな修正はなかったかと思えます。今後、どのような形で博物館部会に提案するかにつきましては、座長の私に御一任いただければ幸いかと思えますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これまで、9か月、11回にわたりまして真剣な御論議を頂きまして、ありがとうございました。これで第11回のワーキンググループを閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —